

## 論点に関する労災補償状況

(第3回提出資料2のうち、下記2及び3の修正)

### 2 「長期間の過重業務」(労働時間以外の負荷要因)を評価した 支給決定事例の概要

#### 【修正事項】

- ・ 対象事例に漏れがあったことから、対象事例数を修正
- ・ 上記修正に伴い、労働時間以外の負荷要因の数、2か月ないし6か月で認定された事案の数等を修正

### 3 「短期間の過重業務」を評価した支給決定事例の概要

#### 【修正事項】

- ・ 労働時間以外の負荷要因のうち「その他」の数を、「7日間以上の連続勤務」を除いた数に修正
- ・ 「7日間以上の連続勤務」を評価した事案の数を表示
- ・ 負荷要因を評価した数が3つの事案で、時間外労働時間数が最も短いものの時間数を修正

## 2 「長期間の過重業務」（労働時間以外の負荷要因）を評価した 支給決定事例の概要

### 1 対象事例

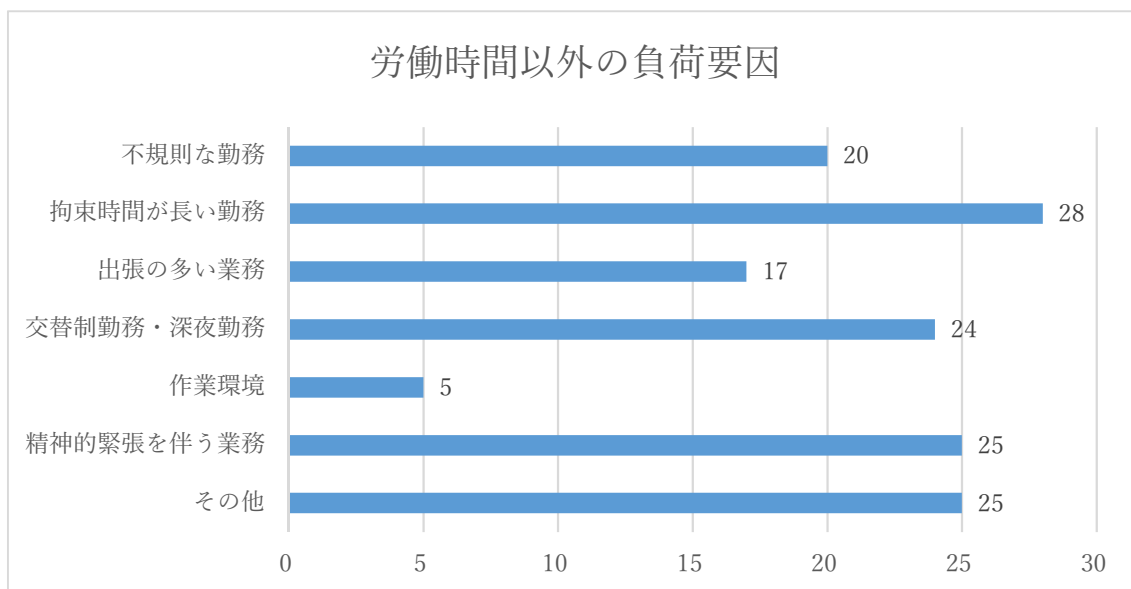
平成 21 年度（1 月以降）から平成 30 年度の間に業務上認定された脳・心臓疾患事案であって、「長期間の過重業務」の過重性の評価において、労働時間に加えて労働時間以外の負荷要因を評価することをもって特に過重な業務に従事していたと評価した事案 85 件（※）。

※ 発症前 1 か月におおむね 100 時間又は発症前 2 か月ないし 6 か月にわたって、1 か月あたりおおむね 80 時間にそれぞれ満たない時間外労働時間数であるもの。

※ 事案の中には、「短期間の過重業務」と「長期間の過重業務」をともに評価しているものもある。

### 2 労働時間以外の負荷要因

労働時間以外の負荷要因の評価状況は下表のとおり。上位から、「拘束時間が長い勤務」、「精神的緊張を伴う業務」、「交替制勤務・深夜勤務」、「不規則な勤務」、「出張の多い業務」、「作業環境」の順となっている。



※ 「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「出張の多い業務」、「交代制勤務・深夜勤務」、「作業環境」、「精神的緊張を伴う業務」以外の要因（連続勤務等）を評価しているものについては、「その他」として取りまとめた。

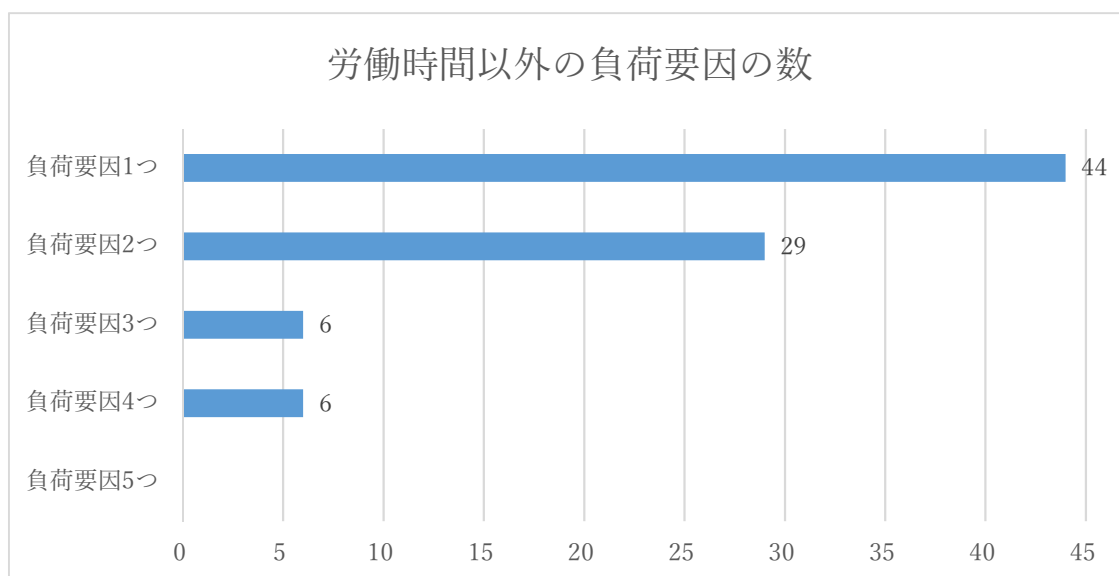
### 3 労働時間との関係

発症前 1 か月で認定された事案は、14 件で、最も長いものが 99 時間、最も短いものが 76 時間であった。90 時間台で認定になった事案が 8 件、80 時間台で認定になった事案が 5 件、70 時間台で認定になった事案が 1 件であった。

発症前2か月ないし6か月で認定された事案は、71件で、最も長いものが79時間、最も短いものが47時間であった。70時間台で認定になった事案が59件、60時間台で認定になった事案が5件、50時間台で認定になった事案が6件、40時間台で認定になった事案が1件であった（2か月ないし6か月の時間外労働時間数は、最も時間外労働が長い期間を採用した。以下同じ。）。

#### 4 負荷要因の数

労働時間以外の負荷要因を評価した数別の事案数は下表のとおり。1つの事案で複数の負荷要因が確認された事案もある。



労働時間以外の負荷要因を評価した数と時間外労働時間の関係については、次のとおりであった。

負荷要因を評価した数が1つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが99時間、最も短いものが56時間である。

負荷要因を評価した数が2つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが97時間、最も短いものが47時間である。

負荷要因を評価した数が3つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが82時間、最も短いものが55時間である。

負荷要因を評価した数が4つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが78時間、最も短いものが55時間である。

### 3 「短期間の過重業務」を評価した支給決定事例の概要

#### 1 対象事例

平成 21 年度（1 月以降）から平成 30 年度の間に業務上認定された脳・心臓疾患事案であって、「短期間の過重業務」として特に過重な業務に従事していたと評価した事案 168 件（※）。

※ 事案の中には、「短期間の過重業務」のほか、「異常な出来事」又は「長時間の過重業務」をともに評価しているものもある。

#### 2 評価期間

認定基準では、原則として、短期間の過重業務の評価期間を「発症前おおむね 1 週間」とし、発症前 1 週間より以前の業務は長期間の負荷として評価することとしている。

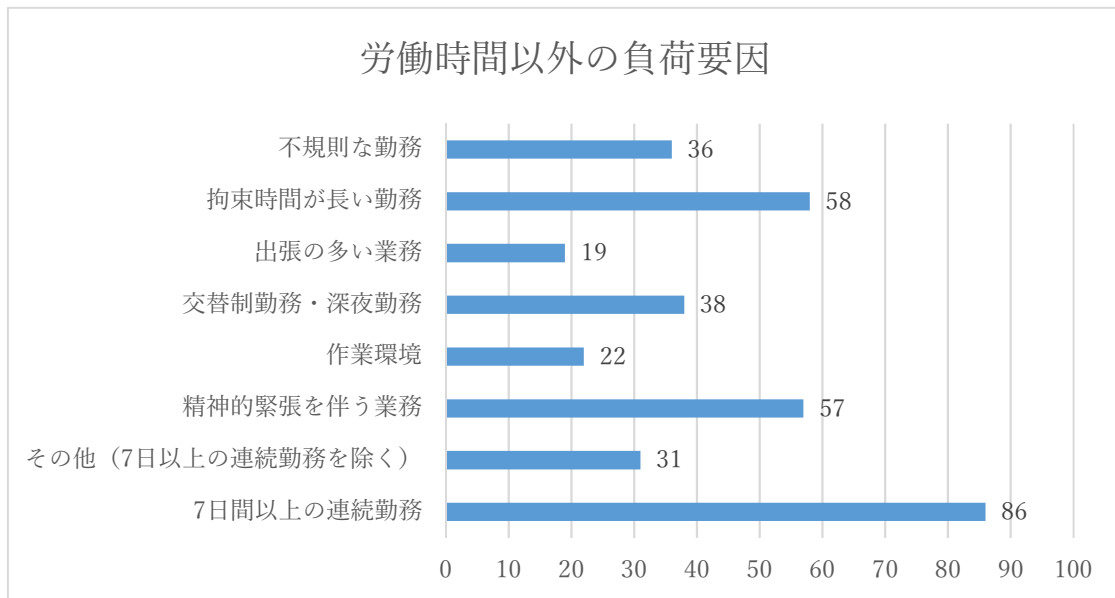
ただし、発症前 1 か月間より相当短い期間のみに過重な業務が集中し（例えば発症前 2 週間以内に）、それより前の業務の過重性が低い場合には、発症前 1 週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、特に過重と認められる場合には、「短期間の過重業務」があったとして認定することとしている。

このように「発症前おおむね 1 週間」以前の期間の業務を含めて過重性の評価を行った事案は 168 件中 5 件であった。

#### 3 労働時間以外の負荷要因

「労働時間」のみで特に過重な業務に従事していたと判断した事案は 6 件で、その他の 162 件については労働時間以外の負荷要因も評価した上で、特に過重な業務に従事していたと総合的に判断を行っていた。

労働時間以外の負荷要因の評価状況は下表のとおり。上位から、「拘束時間が長い勤務」、「精神的緊張を伴う業務」、「交替制勤務・深夜勤務」、「不規則な勤務」、「作業環境」、「出張の多い業務」の順となっている。



※ 「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「出張の多い業務」、「交代制勤務・深夜勤務」、「作業環境」、「精神的緊張を伴う業務」以外の要因を評価しているものについては、「その他」に該当する。「その他」の中で最も多い「7日以上の連続勤務」は別に計上した。

#### 4 労働時間

労働時間のみで過重な業務に従事していた判断した事案（6件）の発症前1週間（※）の時間外労働時間数は、最も長いもので61時間、最も短いもので31時間であった。60時間台で認定になった事案が1件、50時間台で認定になった事案が1件、40時間台で認定になった事案が1件、30時間台で認定になった事案が3件であった。

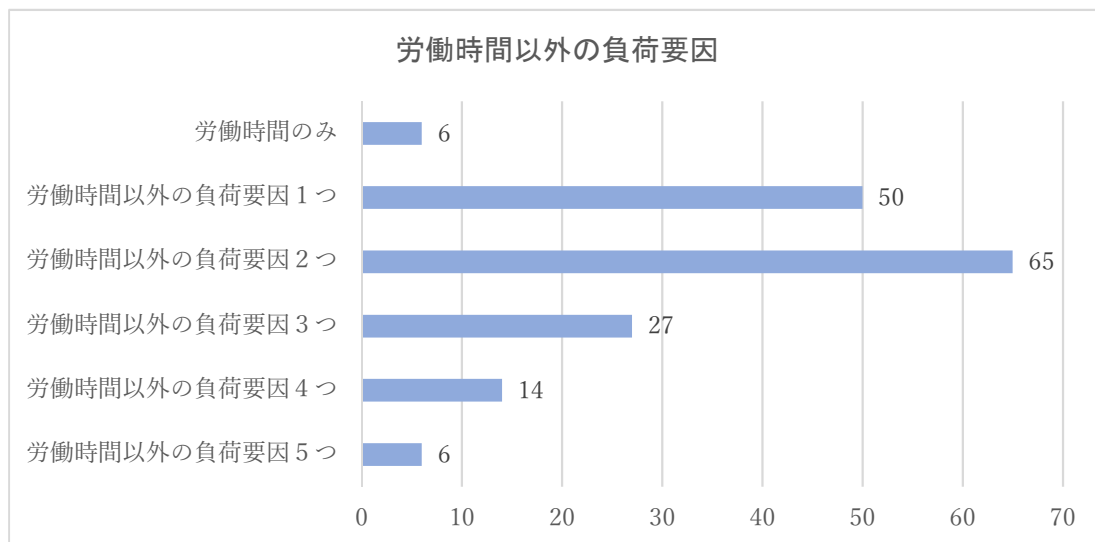
※1 「発症日の前日」から「発症日の7日前」の期間で集計。

※2 原則として、1週間当たり40時間を超えた労働時間を時間外労働時間数として計上。

※3 短期間の過重業務を評価した事案には、発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると判断したもの等が含まれることから、1週間でみた時間外労働時間数は短い場合もある。

#### 5 負荷要因の数

労働時間以外の負荷要因を評価した数別の事案数は下表のとおり。1つの事案で複数の負荷要因を評価した事案が多い。



労働時間以外の負荷要因を評価した数と時間外労働時間数の関係については、次のとおりであった。

労働時間のみで認定した事案で、時間外労働時間数が最も長いものが61時間、最も短いものが31時間である。

負荷要因を評価した数が1つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが70時間、最も短いものが0時間である。

負荷要因を評価した数が2つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが64時間、最も短いものが0時間である。

負荷要因を評価した数が3つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが76時間、最も短いものが20時間である。

負荷要因を評価した数が4つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが93時間、最も短いものが12時間である。

負荷要因を評価した数が5つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが87時間、最も短いものが13時間である。

※ 1週間の時間外労働時間数が0時間のものは、発病直前から前日までの間の業務が特に過重と認められるものであった。